

Title	明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件(六)
Sub Title	The lése-majesté cases after the enforcement of criminal act of 1882 (6)
Author	手塚, 豊(Tezuka, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.12 (1971. 12) ,p.52- 65
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19711215-0052

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件 (六)

資料

手塚 豊

一 はしがき

二 各不敬罪事件

○森田馬太郎事件 ○坂崎斌事件 ○大庭成章事件……以上第四四卷七号

○下山田正道事件 ○横田永次事件 ○前島專平事件……以上第四四卷八号

○後藤秀一事件 ○河上伯義事件 ○伊藤金次郎事件 ○大槻貞一事件……以上第四四卷九号

○門田平三事件……以上前々号

○山田島吉事件……以上前号

○田中才次郎事件 ○門野又蔵事件……以上本号

○ 田中才次郎事件

明治十五年十二月十二日夜、大分県直入郡竹田町において、熊本県人田中才次郎が学術演説会を開き、「窮鼠却つて猫をかむ」という題で演説を行い、その内容が不敬罪に問われ、且つ学術会の名目

で政談演説を行った点が、集会条例違反にも問われた事件である。この模様は、翌十六年一月二十日、東京日日新聞が、次のように報じている。

熊本県野々島村の田中大次郎(二十一)は、去る十二月廿一日、二三の同志と語らひ、豊後の竹田町にて学術演説会を開き、「窮鼠却つて猫をかむ」と云ふ演題にて、我国には猫政府ありて人民と云ふ鼠あり。然るに近年に至り猫政府は、人民たる鼠を压制するや極まれり、それ強の弱を制するは通常の事なれど、強を討ち弱を助くるは天の道なれば、我輩の鼠は一日も早く猫政府を噛み云々と演ずる時、忽ち臨監の警官は中止解散を命ぜしを、田中は拒みしにぞ、其儘拘引せられしが、終に同人は竹田治安裁判所に於て、重禁錮一年罰金三十円監視一年を宣告せられ、尚ほ解散の命を拒みたるを以て十円の罰金を申渡されたり。

これとほとんど同じ記事が、同月二十九日、郵便報知新聞にも載っている。これらの記事は、いずれも田中が何罪で処罰されたかを

明らかにしていない。小野秀雄編「明治話題辞典」には、「猫政府」といつて重禁錮」と題し、前掲東京日日の記事をそのまま引用し、その「解説」で「自由民権の喧しい時代で、政府は極度にこれを弾圧し、演説会には警官を立ち会わせ、少しでも反政的の言辞を弄したときは、直ちに中止解散を命じた」と述べておられるが、この事件が不敬罪と集会条例違反であつたことは、全く指摘されていない。⁽¹⁾なお、前掲新聞記事では、その氏名が「田中大次郎」、演説会の日が「十二月二十一日」となつてゐるが、後掲判決書草稿では、それぞれ「田中次次郎」と「十二月十二日」である。新聞記事の誤りであろう。

田中の演題「窮鼠却つて猫をかむ」の格言は、自由民権運動に対する政府のつよい弾圧と、それに反撥する民間有志の動向を風刺するに、寔にふさわしい言葉であつた。それがためか、その頃の演説の演題あるいは論説の題目にしばしば用いられたようである。例えば、明治十三年七月八日、石川県金沢における精義社の演説会での島津次郎の演題⁽²⁾、十五年十一月二十九日・岐阜日日新聞所載の鳳淵芳男の投書の題名、十七年三月六日、名古屋門前町における演説会での熊本県士族神足隼彦の演題⁽³⁾など、すべて「窮鼠却つて猫を咬む」である。田中もそうした流行の語を演題にしたのであろう。

前掲新聞記事では、演説内容の説明が十分でないため、猫政府云々の点が、なぜ処罰されたかわからないが、後掲判決書草稿によると、次のような個所が、不敬の所為とみなされたのである。

猫ガ鼠ヲ庄制セハ窮鼠反テ猫ヲ嚙仆スノ手段ヲ為サムルヲ得ス

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

…：日ニ月ニ猫ノ朝廷鼠ノ人民ヲ庄制スル甚シ我輩実ニ之レヲ見ルニ忍ビズ依テ一日モ早ク其猫ノ政府ヲ仆シ朝廷ヲ殺シ自由ノ国ニ遊ハントス云々

田中は「此只是夢シ事ナルトノ由ヲ述ヘタル時生憎中止解散ヲ命セラレタル故其局ヲ結ハス」と弁解した。すなわち、猫と鼠の夢をみてその話をしたにすぎず、その夢であることを述べようとしたとき、中止の命をうけたので、そのことの説明ができなかつたといふのであろう。しかし、裁判所は、その弁解をうけ入れなかつたのである⁽⁴⁾（後掲判決書）。

また、前掲新聞記事は、田中が「十円の罰金」を併科されたのは、監臨警察官の中止解散命令を拒んだためと伝えているが、実際はそうではなく、前にも一言したごとく、学会会として開いた会合で、政談演説を行つたことが、集会条例第一六条二項および第一〇条違反に問われて罰金に処せられたのである⁽⁵⁾（後掲判決書）。

竹田治安裁判所で開かれた大分軽罪裁判所の判決言渡は、前掲新聞記事には明記されていないが、明治十五年十二月二十日であつた。裁判長は判事補元岡疑、立会検察官は和田義慎であり⁽⁶⁾（後掲判決書）、和田は大分県警部補である。量刑は、前掲新聞記事の報ずるごとく、不敬罪については重禁錮一年罰金三十円監視一年、それに集会条例違反の罰金十円が併科されたのである⁽⁷⁾。なお、治安裁判所において軽罪裁判所を開く臨時措置については、すでに本稿、大庭成章事件において詳述したので、ここではくりかえさない。

田中がこの第一審判決に服罪したのか、それとも上告したのか、

その辺の事情は不明である。

田中は、熊本県合志郡野々島村(現在の菊池郡西合志町)の士族で、事件当時二十歳であつた(後掲判決書)。自由民権運動家のようにも思われるが、私は残念ながらその経歴につき知るところがない。竹田には、明治十二年六月以降、県下にさきがけて自由民権運動の政社である貫嶺社があり、その社長久敬徳は熊本で医術を学んだ人、同社幹部の甲斐純も熊本県人であつたという。田中は、それらの人となんらかの關係があつたのかも知れない。竹田地方郷土史家の御教示を乞う次第である。

(1) 小野秀雄「新聞資料明治話題辞典」・昭和四十三年・一五四頁。なお、ここに引用されている田中事件所載の東京日日新聞を、十六年「一月五日」としておられるが、それは一月二十日の誤りである。

(2) 明治十三年七月三十日・日進新聞。

(3) 明治十七年三月四日・東海新聞。

(4) 政治集会でなくとも、警察官は監臨することができた。次の規定による。

集会条例(明治十三年四月五日・太政官布告第一二条、明治十五年六月三日・太政官布告第二七号で一部改正追加)

第二六条一項 学術会其他何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラス多数集会スル者警察官ニ於テ治安ヲ保持スルニ必要ナリト認ムルトキハ之ニ監臨スルコトヲ得(下略)

なお、当時の大分県令は、西村亮吉(明治十二年—十九年)「顯要職務補任録」上巻・五七四頁)であつたが、演説会に対する取締りは、格別きびしかったようであり、その状況は、明治十五年五月二十六日・時事新報が、次のごとく報じている。

大分県には、政談演説の取締方至極嚴重にして、凡そ県下に於て該会を開く者あるときは、必ず警部巡查都合十六七名も差向ひ、其内警部二名巡查三名は演説壇の傍に坐を占め、弁士の演説を傾聴筆記するは勿論、一名の巡查は入口に立て、入来る聴衆の住所姓名年齢を詳に筆記し、又、輿の方には別に三名許の巡查巡回し、聴衆に就て一々既に其姓名住所を記したるや否を問糺し、然る後に非されば着席を許されず、又、両三名の巡查遊撃隊とも云ふ風にて、始終場内各所を徘徊し、加三三四名の警官が弁士溜所の傍に來り、椅子に腰打掛け、始終弁士の談話に気を配り、恰も監視するの有様ありて、其取締方の嚴密周到なるは、実に感し入りたるものなりと云ふ。

政談以外の演説会に対しても、これに準じた監視、取締りを行つていたものと思われる。

(5) 集会条例第一六条二項 学術会ニシテ政治ニ関スル事項ヲ講談論議スルコトアルトキハ第十條ニ依テ処分ス

第一〇条 第一条ノ認可ヲ受ケケスシテ(政治上の集会はすべて警察署の認可事項である——手塚註) 集会ヲ催スモノ会主ハ二円以上二拾円以下ノ罰金若クハ十一日以上三月以下ノ禁獄ニ処シ其会席ヲ貸シタル者並会長幹事及ヒ其講談論議者ハ各二円以上二拾円以下ノ罰金ニ処シ云々

この条の「禁獄」は、明治十五年刑法施行後、「輕禁錮」に換刑されている(明治十四年十二月二十八日・太政官布告第七二号・第二条)

田中に場所を提供した水野吉兵衛(後掲判決書原稿参照)が、この第一〇条により「会席ヲ貸シタル者」として処罰されたかどうかは、明らかでない。

(6) 明治十五年八月「官員録」・二九七枚表。明治十六年六月「官員録」・三〇二枚表。

(7) 明治十四年十二月二十八日・太政官布告第七二号により、不敬罪と

集会条例違反の罪とは、刑法第一〇〇条の数罪併発の例によらず、各々の量刑が併科されるのである（本稿・下山田正道事件の註14・本誌第四四卷八号・七七頁参照）。

(8) 本稿・大庭成章事件・本誌第四四卷七号八七頁以下参照。

(9) 現在、西合志町々役場には、明治三十年以前の戸籍関係書類を保管していない（熊本県警察本部警察史編集係浜田久夫氏の御教示による）。田中の出生、逝去の年月日すら確認できないのは、それがためである。

(10) 長野潔「大分県政党史」・大正十五年・二八二頁、「大分県の百年」・昭和四十三年・五八頁。

(11) 「直入郡志」・大正十二年・三六六頁。

(12) 中津の郷土史家岩田英一郎氏の御教示による。その学恩を謝す。
前註

(1) この裁判言渡書は、大分地方検察庁保管の判決書草稿（竹田治安裁判所寫紙使用）である。傍線の部分は朱筆の抹消を示し、行間の文字は朱筆の訂正書込みである。

(2) 同地検には、現在、田中事件の判決正本は保管されていない。同地検竹田支部においても同じである。

(3) 同地検に、判決正本がなくて、このような草稿のみが保管されている理由はわからない。あるいは竹田治安裁判所が田中事件の判決に際し、草稿を作成、大分始審裁判所の指示をうけたのかも知れない。とすると、訂正の文字は、大分始審裁判所による書き込みということになる。当時の大分始審裁判所長は判事佐伯半次（前掲司法沿革誌・七六一頁）、竹田治安裁判所長は、判事補波田十寸見（明治十五年七月「官員録」・二〇一枚表）か、または判事補久米拙三（明治十六年五月「官員録」・二〇六枚表）のいずれかである。

(4) 本文に引用した新聞記事の伝える量刑は（本誌五一頁参照）、この判決書草稿の修正後のそれと一致する。このことから考えると、この判決

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

書草稿の修正後の文案のものが、竹田治安裁判所の判決正本と同じとみて、ほぼ間違いないからう。

裁判言渡書

熊本県肥後国合志郡野々島村

土族 無職業

田中才次郎

二十六年六月

汝ニ対シ検察官和田義憤ヨリ公訴セシ事件審理ヲ遂ルル処

検察官和田義憤ハ汝ハ弁士兼館主トナリ竹田警察署ニ學術会ノ届出ヲナシ明治十五年十二月十二日夜直入郡竹田町水野吉兵衛方ニ於テ窮鼠反テ猫ヲ噛ムノ題ヲ演スルニ方リ猫ヲ朝廷朝廷ヲニ取り鼠ヲ人民ニ比シ猫ガ鼠ヲ压制セハ窮鼠反テ猫ヲ噛ハ手段ヲ為サ、ルヲ得ズト述ヘ其ヨリ魯國ノ國主弑害セラレシ事情ヲ説キ冥々中我國政ヲ汚損シ復我國ニ立反リ日ニ月ニ猫ノ朝廷鼠ノ人民ヲ压制スル甚シ我輩輩ニ之レヲ見ルニ忍ビズ依テ鼠ノ我輩一日モ早く其猫ノ政府ヲ仆シ朝廷ヲ殺シ自由ノ國ニ遊ハントス云々演シタル所為アリトスルヲ汝ニ於テハ猫ト鼠ノ夢ヲ見テ大ニ所感アリ此其故演題ヲ掲ケ一段一章演シ来リ此只是夢見シ事ナルトノ由ヲ述ヘントスル時生憎中止解散ヲ命セラレタル故其局ヲ結ハス云々弁護ストイエドモ検察官和田義憤カ提供スル巡査勝田官平ノ告発書傍聴筆記等ニ拠レハ汝ガ集会条例ニ違反シタル事ト皇室ニ対スル罪アリコト確乎明瞭ナリトス之レヲ法律ニ照スニ刑法第百七十七条天皇皇后皇太子ニ対シ不敬ノ所為アルモノハ三月以上五年以下ノ重禁錮

ニ処シ二十円以上二百円以下ノ罰金ヲ附加ス云々同第二百二十条此章ニ記載シタル罪ヲ犯シ軽罪ノ刑ニ処スル者ハ六月以上三月以下ノ監視ニ付ス同第五条此刑法ニ正条ナクシテ他ノ法律規則ニ刑名アル者ハ各其法律規則ニ従フ云々明治十五年第七十二号布告第五条例法律規則ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ再犯加重及ヒ数罪俱発ノ例ヲ用ヒス集会条例第十六条二項學術会ニシテ政治ニ関スル事項ヲ講談論議スルコトアルトキハ第十条ニ依テ処分ス同第十条第一条ノ認可ヲ受ケスシテ集会ヲ催スモノ会主ハ二十円以上二十円以下ノ罰金若クハ十一日以上三月以下ノ禁獄ニ処シ其会席ヲ貸シタル者並ニ会長幹事及ヒ其講談論議者ハ各二十円以上二十円以下ノ罰金ニ処シ云々

右ノ通ナルヲ以テ汝之天皇ニ対スル不敬ノ所為ハ刑法第百七条同第二百二十条ニ依リ重禁錮一年ニ処シ罰金三十円ヲ附加シ一年ノ監視ニ付シ集会条例違反ノ罪ハ刑法第五條明治十四年第七十二号布告集会条例第十六条第十條ニ依リ罰金二十円ニ処スルコトヲ言渡スモノ也

検察官和田義價立会ニテ宣告

於竹田治安裁判所

大分輕罪裁判所

明治十五年十二月廿日

判事補 元岡 疑
書記 阿部 信義
検察官
警部補 和田 義價

後記 判決書草稿を本稿に利用できたのは、元大分地方検察庁検事正吉良啓三郎氏、同地検務第二課長釘宮武生氏、同地検竹田支部事務課長高橋十三臣氏等の御配慮による。また、その筆写については、別府市役所の財前展坦氏、中津の郷土史家岩田英一郎氏の御援助をうけた。記してその学恩を謝す。

○門野又蔵事件

明治十五年十月から十一月にかけて、大阪で発行の雑誌「文明雜誌」に連載された論説「進路ノ荊棘」の内容が、不敬に該ると共に政府変壞の論とみなされ、その編集長門野又蔵が、不敬罪と新聞紙条例第一三条違反に問われた事件である。

この事件は、宮武外骨氏の「明治筆禍史資料」の中に「禁獄五年罰金百円」と題し、大審院判決を中心に簡単に述べられており、また、高梨光司氏の「大阪の民権運動」中の筆禍年表の明治十五年の項に、「十二月一日 文明雜誌発行禁止編輯長門野又蔵不敬罪の廉を以て告発さる」と記されている。

「文明雜誌」は、明治十五年九月三十日創刊第一号を出版、発行所は大阪北区常安町四番地文明雜誌社、編集長兼印刷長は門野又蔵、毎号二十数頁の小冊子である。門野の個人雜誌であつたとみていい。問題になつた論説「進路ノ荊棘」は、第二号（十五年十月十日）、第三号（同年十月三十日）、第四号（同年十一月十三日）に連載されたもので、署名はないが、おそらく門野の筆に成るものであろう。この論説以外にも、第三号処載の杞憂生「無用有害ノ憲法」は「我国憲法

ヲ定ムルニ君主一己ノ意ヲ以テシ有司勝手ノ旨ニ依リ吾人公同ノ意旨ニ反スルアラハ吾人ハ之ヲ無用有害ノ憲法ト謂ハンノミ⁽³⁾と述べ、また、第三号第四号連載の嘗胆臥薪生「君主政治ハ亡國ノ基」は「我國現時ノ状勢ヲ詳看スレハ其政治ハ未タ社会人民ノ幸福ヲ増進スルニ無能力ナル君主政治タルヲ免レス⁽⁵⁾」と主張しているが、これらも、新聞紙条例違反すれすれの論説であつたと思われる。このように、「文明雜誌」は、自由民権運動系の雑誌の中でも、もつとも急進的な傾向を有したものであつた。

さて、「進路ノ荆棘」の中で問題になつた個所は、後掲第一審判決書の中に、その主要点が挙示されているが、その論旨をなお一層正確に且つ詳しく理解するため、判決書に引用されている文章の前後の部分も併せて、文明雜誌の原文から直接に引用すれば、次の通りである。

蓋シ蛮民ハ未タ推理ノ能力を開発セス。智識經驗ニ乏クシテ、事物ノ理、天然ノ法ニ晦ラク、無限ノ顕象變化ヲ諦視シテ其原因ヲ知ラス。巍々タル山嶽ヲ胆レハ伶仃ノ觀ヲ発シ、茫々タル滄溟ヲ瞰レハ子然ノ念ヲ生シ、心ヲ天ノ変ニ奪ハレ、神ヲ地ノ異ニ喪ヒ、倥傯措ク能ハス、兩大間ノ事物ヲ將テ奧妙不思議ノ窠籠ニ置キ、眩惑妄信至ラサルハナシ。是ニ於テカ数多ノ習慣ヲ發起シ、先代ノ習慣ハ後代ノ民ニ伝ハリ、積漸ノ久シキ深ク人心ノ内部ニ浸淫シ、習慣ノ權最モ強盛ヲ致シ、社会百般ノ事、拳テ標準ヲ此ニ取ラサルハナキニ至レリ。試ミニ無智ノ民カ禍福を判シ進退ヲ決スル所以ヲ看ヨ。多クハ妄信ヨリ發生シ来リタル習慣ニアラサ

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

ルハナシ。牝鷄晨スレハ以テ禍トナシ、鵲黽路ヲ過キレハ以テ不詳トナシ、燈火花ヲ開クハ以テ福トナシ、或ハ汲々トシテ遁避ヲ計リ、或ハ徨彷徨トシテ迂路ヲ取ル。其他漁夫ノ佃漁ニ於ケル、樵夫ノ採薪ニ於ケル、海客ノ航海ニ於ケル、千百ノ習慣アツテ其行為進退ヲ支配シ、禍害ノ身ニ及ハンコトヲ恐れ、苟モ之ニ違反セス、而シテ其習慣ノ淵源ヲ論スルニ至テハ、妄信ノ然ラシム処ニアラサルハナシ。其他政治上ニ於ケルモ、習慣ノ妄信ニ縁ケルモノ多シ。君主カ無上ノ大權ヲ掌握シ、其位ヲ世々ニシ、儼然トシテ吾人ヲ專制スル所以ハ、習慣ニアラスシテ何ソヤ。妄信ニアラスシテ何ソヤ。往古、穢多奴隸トテ吾人同胞ノ兄弟ヲ輕蔑シテ社会ノ外ニ放置シタルハ、習慣ニアラスシテ何ソヤ。盲信ニアラスシテ何ソヤ。君主モ人類ナリ。穢多モ人類ナリ。同ク身心ヲ備へ、齋ク自由ヲ有シ、彼此人種ト権理ヲ異ニセス。然ルヲ一ハ無上ノ尊榮ヲ享ケ、一ハ無下ノ輕蔑ヲ受ケ、此懸隔雲泥モ齋ナラズ、是レ必竟往古ノ人民カ君主ヲ尊崇スルノ甚シキ、之ヲ人間以上ノ地位ニ置キ、恐惶頓首、身ヲ其使役ニ供シ、歲月ノ久シキ終ヒニ君主ヲ以テ至尊無上ノモノト妄信セシニ因ルノミ。故ニ習慣衰フレハ、君權モ亦随テ衰へ、忠義欽服奉体ノ如キ卑屈ナル語ハ、吾人ノ心思外ニ去テ復タ人間ノ行為ヲ支配セサルニ至ラン。嗚呼、君主ノ位ハ習慣ニ起テ正理ニ亡フモノナリ。君主ノ權ハ古例旧慣ト盛衰ヲ共ニスルモノナリ。之ニ反シ穢多ノ卑賤ハ、習慣ニ由テ起リシヲ以テ、習慣ノ衰フルニ随テ同等ノ権理ヲ恢復シ、吾人ト共ニ自由ヲ謳ヒ快樂ニ笑フノ福境ニ進ムヘシ。(中略)

一旦ツ夫レ己カ習慣ヲ推シテ他ニ及ボサントスルハ人情ノ免カレサル所ニシテ、父兄ハ子弟ニ己ガ習慣ヲ伝ヘ、且ツ他人ヲシテ己カ習慣ニ従ハシメント欲スル者ナリ。加之往古ノ社会ニ在テハ、此ノ強剛ナル習慣ニ加フルニ神罰ヲ以テシ、一人習慣ヲ破フレハ、国家ノ民委ク其罰ヲ蒙ルモノナリト思惟シ、習慣ヲ尊重スルコト最モ甚シク、政府ハ一身ノ思想行為ニ干与シ、風俗ヲ紊リ国體ヲ穢ス者ニハ狼狽ノ刑罰ヲ加ヘタリ。蓋シ今日、開明ノ社会ニ在テハ、行為ノ責ハ撰択者ノ負担スヘキモノニシテ、所謂自暴自得他ニ連累セサルモノトナセドモ、古昔ノ政治ヲ語ルモノハ、有限責任ト云フコトヲ知ラス、一人ノ行為ノ責ハ広ク全国民ノ連帶スヘキモノトシ、社会モ習慣ニ由テ、政府モ古例ニ依テ存スルヲ以テ、大ニ習慣古例ノ権力ヲ皇張シ、学士論客モ、口ヲ極メテ習慣ヲ維持センコトヲ勉メ、習慣ハ確實ナルベシ、習慣ハ蔽ニ之ヲ用ユベシ、祖先ノ設立セシコトニ就テハ、其理由ヲ問フヘカラス等ノ語ヲ以テ、万古不易ノ格言トナスニ至リ、習慣ニ生スル者ハ一トシテ貴重セラレサルハナク、始興創業ヨリ出ツルモノハ、一トシテ擯斥セラレサルハナク、爵位特權ノ如キ、帝王侯伯ノ如キ、習慣ニ由テ立ツ者ハ増々尊榮ヲ極メタリ。而シテ其弊ヤ、今日ノ社会ニ因襲伝下シ、各国未タ其臭氣ヲ脱セサルモノノ如シ。(中略)

嗚呼、諸者諸君ヨ、習慣ハ吾人ノ進路ニ横ヘルノ荆棘ニアラサルカ、蓋シ文明ナルモノハ数多ノ元素相軋スルヨリ生スルモノニシテ、改進ハ始興ノ隆盛ナルヨリ生スルモノナリ。習慣ニシテ此ノ元素ノ繁劇ヲ消殺シ、始興ノ隆盛ヲ防クルモノナレハ、実ニ

吾人共同ノ敵ニシテ、速ニ之カ戮殺ヲ務メサルヘカラス。起オヤ、自由ノ友、立テオヤ、改進ノ友、荆棘ヲ掃蕩シ、習慣ヲ芟除シ、宜シク自由幸福ノ新天地ヲ開ケ。卑々屈々習慣ニ拘泥スルハ志士仁人ノ面目ニアラサルナリ。請フ、是ヨリ荆棘ヲ蕩尽スルノ方便ヲ論セシ。(中略)

習慣ノ压制ヲ破却スルノ方便ハ何処ニ存スルカ、吾儕ハ政府ヲ(ま)○スルノ一途アルヲ知ルナリ。蓋シ政府カ大権ヲ有スル所以ハ、古例旧慣アルニ由ルモノナレハ、政府ハ権力ヲ保護シテ大権ヲ永久ニ維持セント欲シ、人智ノ已ニ開発シテ人民ハ其妄信ヨリ来レル習慣ヲ脱却シタルニモ拘ハラズ、尚ホ習慣ヲ以テ社会ヲ統治シ言論ヲ塞キ、自由ヲ奪フ政府アレハ、平和ノ手段ヲ以テ之ヲ改革矯正セント欲スルハ、到底空望ニ属スヘケレハ、堂々ノ正旗ヲ翻ヘシ、彈丸飛雨ノ修羅鬪場ニ鮮血ヲ灑キ、屍ヲ積ンテ習慣ノ荆棘ヲ燒尽シ、古例ノ金壁ヲ破碎シ、以テ至良至善ノ政府ヲ築カサルヘカラス。

ミル氏言ハサヤ、政府ノ垢ハ血ヲ以テ洗フヘシト。吾儕ハ古今ノ事蹟ヲ沈吟シテミル氏ノ吾儕ヲ欺カサルヲ知ルナリ。仏国政府カ三族會議ノ前後ニ施シタル政略ヲ見ヨ。人民早く已ニ積漸ノ習慣ヲ脱却セシモ、政府ハ尚ホ之ヲ久持セント欲シテ民論ヲ謝絶シ、压制ヲ以テ事ヲ為サントセシニアラスヤ、而シテ人民ハ何等ノ手段ニ訴ヘテ、習慣ノ金城ヲ破リタルカ、政府ヲ顛覆シ帝王ヲ殺戮シ、以テ宿志ヲ達セシニアラスヤ、英国チャレスカ古例旧慣ニ訴ヘテ国会ヲ開閉シ、以テ人民ノ意志ヲ庄屈セントスルヤ、人民ハ

又タ政府ヲ顛覆シ君主ヲ殺戮シテ、其宿望ヲ達セシニアラスヤ。其他諸國ノ人民モ習慣ノ金城ヲ破フルハ、顛覆ノ手段ニ訴ヘサルハナキナリ。嗚呼、〇〇ハ^(五七)压制ヲ破フルノ鉄槌ナリ。鮮血ハ善良政府ヲ培養スルノ肥料ナリ。之ヲ捨テ、又タ他ニ荆棘ヲ芟鋤スルノ道アラランヤ。

眼ヲ転テ吾国現時ノ況情ヲ看ヨ。妄信ヨリ發生シ来リタル習慣ニ依テ、爵位特權ヲ掌握スル古物アラサル乎。吾カ政府ハ人民ノ希望ニ反シ、古例旧慣ヲ久持セント欲スルノ跡ナキカ、吾カ政府ハ善良ノ国会ヲ設ケントスルノ心アルカ、吾自由平權ノ大義ハ政府ノ為メニ妨害セラル、ノ跡ナキカ、神聖ノ大權ハ依然タラサルカ、其有無存否ハ、読者ノ判断ニ任センノミ。吾儕ハ吾カ政府ト天下ノ志士ニ告ケン。政府モシ習慣ヲ存シテ之ヲ久持セント欲セハ、日本モ亦後ノ英仏タランモ凶ルヘカラサルナリ。若シ吾国習慣ノ余蘖アラハ、宜ク茲ニ鑑ミテ速ニ自ラ之ヲ廢スルノ手段ヲ取レ。嗚呼、天下ノ志士ヨ、此ノ習慣ヲ破リ、此ノ荆棘ヲ払フニ於テ、智力ト腕力ヲ吝ム勿レ^(八)。(句読点手塚)

大阪輕罪裁判所ノ判決は、この論説の前半の部分は不敬罪に該り、後半の部分は、政府変壞論を雑誌に登載したとの理由で、新聞紙条例第一三条違反とみなしたのである。^(九)(後掲第一審判決書参照)

高梨氏の前掲年表に「十二月一日」「告発さる」とあるのは、警察によりこの事件が摘発された日を示すものと思われる。なぜならば、検事の公訴は「十二月十八日」であつたからである。^(一〇) つづいて予審が行われたかどうかは明らかでないが、第一審判決書の中に「予

審調書云々の記載がみえていないことから推察すると、検事は事件を現行犯として取扱ひ、予審は省略したものとと思われる。^(一一)(后罪法第(二〇九条)) 大阪輕罪裁判所における判決の言渡は、十六年一月十日、裁判長は判事津村一郎、立会檢察官は検事補戸田荒太郎である。この裁判の結果は、同月二十二日・郵便報知新聞・同月二十五日・日本立憲政黨新聞・同月二十八日・函右日報などが、その判決書を載せて報道している。

ところで、この判決は法律の適用と量刑について「天皇陛下ニ對スル不敬ノ所為ハ刑法第一百七十条第二百二十条ニ照シ処断ス可キ者又政府ヲ變壞スルノ論ヲ載セ騒乱ヲ煽起セントシタルノ行為ハ新聞紙条例第十三条ニ依リ明治十四年第七十二号布告第二条ニ照シ処断ス可キ者ニシテ即二罪併發シタル者ナルヲ以テ刑法第三百条第三項ニ照シ新聞紙条例ニ違反シタル一ノ行為ニ從ヒ重禁錮一年ニ処ス」と述べているが、^(一二)(後掲第一審判決書参照) この法律操作は、重大な錯誤を犯している。次の通りである。

一 不敬罪と新聞紙条例違反が併發した場合、それぞれについて量刑を定め、それらを併科すべきである。なぜならば、明治十四年十二月二十八日、太政官布告第七十二号第五条は、新聞紙条例のごとき単行刑事法の罪は、刑法第一〇〇条三項の「数罪俱發」の例によらない旨を定めているからである。判決は、この第七十二号布告の規定をみおとしたのである。

二 仮りに両者を「数罪俱發」とすることが許されるとしても、この判決の「重禁錮一年」という結論はおかしい。不敬罪と新

聞紙条例第一三条違反の罪状を比較し、裁判官の判断において、後者の罪状重しとみて同条例を適用する場合——どちらの罪状を重くみるかは、裁判官の自由裁量である——新聞紙条例第一三条の刑は「禁獄一月以上一年以下」であり、この「禁獄」は、明治十四年十二月二十八日・太政官布告第七十二号第二条によつて「軽禁錮」に換刑されているから、「一年」の刑期を選択するならば、それは「軽禁錮」の「一年」を言渡すべき筈である。判決も「明治十四年第七十二号布告第二条ニ照シ云々」と述べているから、同布告をみおとしたわけではないが、判事が、その第二条「凡禁獄及ヒ禁錮ハ十一日以上ヲ軽禁錮ニ処シ十日以下ヲ拘留ニ処ス」を参照するとき、その「軽禁錮」を「重禁錮」と読みまちがえたとしか考えられない。

このように、判決は二重の誤りを犯している。それを言渡した津村判事は、大阪始審裁判所の次席判事である。そうした地位にある判事の判決として、寔にお粗末きわまるものというべきであろう。

この判決に対し、戸田検事補は上告した。その理由は、前に述べた法律適用の錯誤である(○条一〇号)。立会検察官としては、当然の措置といえよう。

検事が上告した場合、被告は答弁書を提出することが義務づけられているが(○条一八条)、門野はその中で「原裁判ノ至当ナル旨趣」を述べたという(○条一八条)。彼は、第一審判決が大審院によつて是正されると、結果的には刑が重くなることを予想していたのかも知れない。

なお、門野は、検事上告後の二月十日、保釈願を提出、同月十二日、大阪軽罪裁判所は金五十円の保釈金でそれを聴許した。

翌十七年一月二十九日、大審院は、上告の理由をみると、大阪軽罪裁判所の判決を破棄し、改めて自判した。それによると、事件を不敬罪と新聞紙条違反に問う点においては、大阪軽罪裁判所の判決と同じであるが、両者を「数罪俱発」とはせず、前者については重禁錮四年罰金百円監視一年、後者については軽禁錮一年を宣告し、両者の刑を併科したのである(○条一八条)。検事上告は、岡野に対して寔に不利益な結果をもたらしたといわねばならない。

これまでに紹介した不敬罪事件の第一審判決において、法律適用の誤りがあり、それがそのまま確定した場合、関係判検事の更迭が行われたらしいことは、その際、指摘した。また、たとえ第一審判決に誤りがあつても、それが上告審において是正された場合には、そうした更迭の跡がみえないことも、前掲下山田正道事件においてすでに述べた通りである。この門野事件の第一審判決は、前述のごとく、他に例をみないほどの誤りをふくむものであつたが、判決後、担当の津村判事が更迭された様子はみえない。これまた、その誤りが上告審において是正されたためであろう。

かくして門野の刑は確定し、彼は大阪監獄本署で就獄したが、獄内の成績が優秀であつたらしく、在獄一年数カ月で、早くも特赦の噂が世上にもながれ始めた。明治十八年十月二十五日・自由燈の大坂通信欄は、

当時、監獄本署に繋がれ居る元文明雑誌社の門野又造氏は、入

獄来⁽²⁵⁾以獄則を遵守し、悔悟の情状ありとのことにて、目下薬工場の誘工者⁽²⁶⁾と為り居る由なるが、追々行政の処分を以て、出獄を特赦せらる、都合なりとか。

と報じている。しかし、実際に特赦減刑が行われたのは、それから一年数カ月を経た二十年三月のことであった。次の通りである。

滋賀県近江国犬上郡東栄町

八番地北村賀夫同居士族

重禁錮四年軽禁錮囚一年

門野 又蔵

右之者ニ対シ特赦ノ義及上申置候処別紙写ノ通指令有之候ニ付此段及御通知候也⁽²⁴⁾

大阪軽罪裁判所検事

渥美 友成

明治二十年三月十四日

同庁長⁽²⁸⁾

大島 貞敏殿

禁錮囚門野又蔵特赦ノ儀ニ付具申ノ趣及上奏候処左ノ通り御裁令相成候条相当ノ手續ヲ為スヘシ

明治二十年三月十日

司法大臣之印

重禁錮四年囚門野又蔵特典ヲ以テ本刑ニ一等ヲ減ス

明治廿年三月三日

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

奉勅 内閣総理大臣伯爵 伊藤 博文

重禁錮四年の「一等減」は、一年の減刑である⁽²⁶⁾。とすると、門野が重禁錮三年軽禁錮一年の刑期を終了、出獄したのは二十一年一月頃の筈である。

門野又蔵は、滋賀県犬上郡彦根東栄町（現在の彦根市東栄町）の人で士族、安政四年二月二日出生、事件当時、二十四歳であった。彼は、出獄後も民権運動をつづけたようであり、二十一年十月十四日、後藤象二郎の提唱した大同団結運動の懇親会が、大阪で開かれた際には、彼も出席している⁽²⁸⁾。二十三年一月、彼は彦根から大阪市北区堂島北町へ本籍を移し⁽²⁹⁾、つづいて同区船大工町へ転じ、さらに翌二十四年十二月、西区土佐堀通へ移つているが、その後の消息を、私は確めえない⁽³¹⁾。大方の御教示を乞う次第である。

(1) 廢姓外骨「明治筆禍史資料」(九)・新旧時代第一年第八冊・大正十四年・三一頁。

(2) 高梨光司「大阪の民権運動」・上方第二五号・昭和八年・一六頁。

(3) 文明雜誌第三号・二〇頁。

(4) 文明雜誌第三号・九頁以下、第四号・一七頁以下。

(5) 文明雜誌第四号・一九頁。

(6) 文明雜誌第三号・一頁—七頁。

(7) 文明雜誌第三号・九頁。

(8) 文明雜誌第四号・一四頁—一七頁。

(9) 本稿・下山正道事件の註8・本誌第四四卷八号・七六頁参照。
(10) 本稿に利用する門野関係裁判文書は、大阪府警察本部総務課沿革誌

係室蔵「滋賀県士族門野又造不敬ノ処為アル一件」文書(大阪地方検察庁保管文書のコピー)による。同文書の復写本を提供された同室森草氏の学恩を謝す。同文書の表紙に「明治十五年十二月十八日公訴」とある。

なお、門野は同年十二月十六日夜、大阪東区久宝寺町の第一楼で開かれた「自由平権忘年懇親会」に出席している(明治十五年十二月二十二日・時事新報)。このことから推測すると、門野は身柄不拘束で警察および検察官の取調をうけていたものと思われる。因みに、右の会合の席上で、桜間要三郎の松木正守刺殺事件が発生したのである(宮武外骨「明治密偵史」・大正十五年・一五三頁以下参照)。

(11) 本稿・森田馬太郎事件の註15・本誌第四四巻七号・七七頁参照。

(12) 本稿・下山正道事件の註14・本誌第四四巻八号・七七頁参照。

(13) 新聞紙条例第一三条の刑は「禁獄」であるが、これは後に本文で述べるごとく、明治十五年刑法施行後は「軽禁錮」に換刑されている。「軽禁錮」は軽罪の主刑である(明治十五年刑法第八号)。不敬罪の第一七条の刑は「重禁錮」であり、これも軽罪の主刑である(同前)。そこで、刑法第一七条違反と新聞紙条例第一三条違反が併発した場合、軽罪の「数罪併発」と考えたものと思われる。

(14) 軽罪の「数罪併発」の場合は、その「所犯情状」の「最重キ」一罪で処罰するのが、明治十五年刑法の原則である(第二〇条三項)。何を「最重キ」とみるかは、裁判官の判断に一任されている。その理由は、明治十五年刑法における軽罪関係各条文の法定刑の長短はまちまちであつて、法定刑の長期の長い方の罪がならずしも「情状「重キ」とはいえないからである。具体的にいえば、刑法第一七条(不敬罪)は「三年以上五年以下」の重禁錮、第一四一条(官吏侮辱罪)は「一年以上一年以下」の重禁錮であるが、仮にこの両者を併発した場合、機械的にその長期の長い方を「情状「重キ」と考えたとすると、かならず第一七

条のみを適用しなければならない。しかし、その場合、不敬罪の方は、六月の重禁錮に該当し、官吏侮辱罪の方は一年の重禁錮に該当する場合があります。にもかかわらず、不敬罪の方を適用することは、いうまでもなく不合理である。そのため、「情状「最重」しとする一罪の選択を、裁判官の判断に委ねたのである(前掲の例でいえば、官吏侮辱罪で処罰するという意味。こうした考え方は、明治十五年刑法時代の刑法学の通説であつた(宮城浩蔵「日本刑法講義」上巻・明治十七年・六〇〇頁、岡田朝太郎「日本刑法論」明治二十七年・一〇〇三頁)。

(15) 明治十五年刑法の施行に際し、それ以前の刑事単行法にみられる種々の刑罰名を、刑法所定のものに統一して改めたのである。

(16) 明治十五年六月「官員録」・一八七枚表、同十六年五月「官員録」・一九四枚表。

(17) 本稿・坂崎斌事件の註15・本誌第四四巻七号・八四頁参照。

(18) 治罪法第四一八条一項 対手人へ上告趣意書ヲ受取タル五日内ニ答弁書ヲ原裁判所ノ書記局ニ差出ス可シ

(19) 明治十六年二月十日・門野又蔵保釈願。その表紙に「書面聴届候保釈金五拾円差出スヘキ事 明治十六年二月十二日 大阪軽罪裁判所判事津村一郎」と記されている。

(20) 本稿・横田永次事件・本誌第四四巻八号・八二頁、八三頁参照。なお、後掲鶴見由次郎事件参看。

(21) 本稿・下山正道事件の註18・本誌第四四巻八号・七八頁。

(22) 明治十七年以降も、津村は相変らず次席判事に在職している(明治十七年月不詳「官員録」・一九〇枚表、明治十八年八月「官員録」・上一四枚表)。

(23) 「誘工者は、囚人役付の職名であり、それは「在監人中能ク獄則ヲ守ル者」から選ばれ「工場ニ在テ服役者ヲ勧誘」する役であつた(明治十四年九月二十日・大政官達第八一号・監獄則第二九条。いわは工場

の現場監督である。その弊害をのぞくため、誘工者は「六箇月以上其用務ヲ継続セシムル」ことを許さず、また「私ニ在監人ヲ使役シ若クハ凌辱スルノ所為アルヲ許サス」(同前)とされている。

(24) 検察官が特赦を申請する場合は、治罪法の次の規定による。

第四七七条 特赦ハ刑ノ言渡確定シタル後何時ニテモ検察官又ハ監獄長ヨリ犯人ノ情況ヲ具シ司法卿ニ申立ルコトヲ得

(第二項 略)

特赦ノ申立アリタル時ハ司法卿ヨリ其書類ニ意見書ヲ添へ上奏スヘシ
第四八〇条 特赦ノ裁可アリタル時ハ司法卿ヨリ刑ノ言渡ヲ為シタル裁判所ノ検察官ニ特赦状ヲ送致ス可シ此場合ニ於テハ第四七六条ノ規則ニ従フ

第四七六条 (第一項 略)

検事ハ裁可状ノ謄本ヲ願人ニ下付ス可シ

又刑ノ言渡ヲ為シタル裁判所ニ謄本ヲ送致シ其裁判所ニ於テハ之ヲ裁判言渡書ニ記入ス可シ

(25) 大島は、大阪始審裁判所長(十九年七月—二十三年十月)である

(前掲司法沿革誌・六五一頁)。

(26) 特赦の場合の「何等減」に関する規定は、刑法にも治罪法にもみえていない。刑法上の「加減例」の規定である次の第七〇条がおそらく準用されたものと思われる。

第七〇条 禁錮罰金ニ該ル者減輕ス可キ時ハ各本条ニ記載シタル刑期金額ノ四分ノ一ヲ減スルヲ以テ一等ト為シ云々(下略)

とすると、特赦の場合、宣言された刑の四分の一を減するのが「二等減」である。

(27) 彦根市役所の除籍謄本による。

(28) 前掲自由党史・下巻・三七〇頁。ここに「大阪府」「門野又三」とあるのは、門野又蔵のことと思われる。

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

(29) 註26に同じ。

(30) 大阪市北区役所の除籍謄本による。

(31) 大阪市西区役所は、明治三十二年の火災のため、それ以前の記録を保管していない。門野の戸籍のその後における異動を確認できないのは、それがためである。

前註 大阪府警本部沿革誌係室所蔵の前掲門野一件文書(本誌六一頁註10・参照)の中には、大阪輕罪裁判所判決正本のコピー、大審院判決謄本のコピーがふくまれている。次の判決書は、それによる。

裁判言渡書

大阪府西区江戸堀南通式丁目

田村駒吉方寄留滋賀県士族

無職業

被告 門野 又蔵

被告門野又蔵ハ文明雜誌ノ編輯長タリシ時明治十五年十月十日以後発兌シタル該雜誌第二号以下ニ載セタル進路ノ荆棘ト題セル一編ノ論說中ニ其他政治上ニ於ケルモ習慣ノ妄信ニ縁起スルモノ多シ君主ハ無上ノ大權ヲ掌握シ其位ヲ世々ニシ儼然トシテ吾人ヲ專制スル所以ハ習慣ニアラスシテ何ソヤ妄信ニアラスシテ何ソヤ往古穢多奴隸トテ吾人同胞ノ兄弟ヲ輕蔑シテ社会ノ外ニ放置シタルハ習慣ニアラスシテ何ソヤ妄信ニアラスシテ何ソヤ君主モ人類ナリ穢多モ人類ナリ同ク身心ヲ備ヘ齋ク自由ヲ有シ彼此人種ト權利ヲ異ニセス然ルニ一ハ無上ノ尊榮ヲ享ケ一ハ無下ノ輕蔑ヲ受ケ彼此ノ懸隔雲泥モ畜ナラス是必竟往古ノ人民カ君主ヲ尊崇スルノ甚

シキ之ヲ人間以上ノ地位ニ置キ恐惶頓首身ヲ其使役ニ供シ歲月ノ久シキ終ヒニ君主ヲ以テ至尊無上ノモノト妄信セシニ因ルノミ云々ト掲載シタルハ即天皇陛下ニ対スル不敬ノ所為ナリト断定ス又同論文中ニ嗚呼読者諸君ヨリ習慣ハ吾人ノ進路ニ横ハルノ荆棘ニアラサルカ蓋文明ナル者ハ数多ノ元素ノ相軋轢スルヨリ生スルモノニシテ改進ハ始興ノ隆盛ナルヨリ生スルモノナリ習慣ニシテ此元素ノ繁劇ヲ消殺シ始興ノ隆盛ヲ妨クルモノアレハ実ニ吾人共同ノ敵ニシテ速ニ之ヲ戮殺ヲ務メサル可カラス起テヤ自由ノ友立テヤ改進ノ友荆棘ヲ掃蕩シ習慣ヲ芟除シ宜シク自由幸福ノ新天地ヲ開ケ卑々屈々習慣ニ拘泥スルハ志士仁人ノ面目ニ非サルナリ乞フ是ヨリ荆棘ヲ蕩尽スルノ方便ヲ論セン云々然レハ則習慣ノ压制ヲ破却スルノ方便ハ何処ニ存スル吾儕ハ政府ヲ〇〇スルノ一途アルヲ知ルナリ又他ニ荆棘ヲ芟鋤スルノ道アラシヤト掲載シ顛覆ノ二字ニ代フルニ〇〇ヲ以テセシハ前後ノ文勢ニ依リ明カニシテ即政府ヲ変壞スルノ論ヲ載セ騒乱ヲ煽起セントシタル者ト断定ス以上二個ノ事実ハ文明雜誌第二第三第四号ノ文詞ニ依リ明確ナリトス右天皇陛下ニ対スル不敬ノ所為ハ刑法第百七十七条第百二十条ニ照シ処断ス可キ者又政府ヲ変壞スルノ論ヲ載セ騒乱ヲ煽起セントシタルノ行為ハ新聞紙条例第十三条ニ依リ明治十四年第七十二号布告第二条ニ照シ処断ス可キ者ニシテ即二罪併発シタル者ナルヲ以テ刑法第百条第三項ニ照シ新聞紙条例ニ違反シタル一ノ行為ニ從ヒ重禁錮一年ニ処ス

石明治十六年一月十日大阪輕罪裁判所ニ於テ検事補戸田荒太郎立

會ノ上言渡ス

判事 津村 一郎
書記 武田 揆一

宣 告 書

大阪府西区江戸堀南通三丁目
田村駒吉方寄留

滋賀県士族 門野 又藏

明治十六年一月 二十五日

右又藏カ被告事件ニ対シ明治十六年一月十日大阪輕罪裁判所於テ被告ハ文明雜誌ノ編輯長タル時明治十五年十月十日以後発兌シタル同雜誌第二号以下ニ記載シタル進路ノ荆棘ト題セル論說中ニ天皇陛下ニ対スル不敬ノ文詞ヲ登記シ且政府ヲ變壞スルノ論ヲ書載シ騒乱ヲ煽起セントシタルモノトシ之レヲ刑法第百七十七条同第百二十条ト新聞紙条例第十三条ニ依リ明治十四年第七十二号布告第二条ニ照シ処断スヘキモノニシテ即チ二罪併発シタル者ナルヲ以テ刑法第百条第三項ニ照シ新聞紙条例ニ違反シタル一ノ行為ニ從ヒ重禁錮一年ニ処スト言渡シタル裁判ヲ不当ナリトシ同裁判所検事補戸田荒太郎ハ上告ヲ為シタル其要領ハ被告カ所為ニ対シテハ刑法第百七十七条第百二十条及新聞紙条例第十三条ト併科スヘク且新聞紙条例違反ノ罪ハ明治十四年第七十二号公布第二条ニ從ヒ

輕禁錮ニ処スヘキモノナルヲ重禁錮ニ処断シタルハ擬律錯誤アル不当ノ裁判ナリト云フニ在リ

対手人即被告又蔵ハ原裁判ノ至当ナル旨趣ヲ答弁セリ

本院検事澄川拙三於テハ原檢察官上告主旨ノ如ク原裁判ヲ破毀シ本院ニ於テ直ニ適法ノ判決アラシト望ムト陳述ス

因テ之ヲ審按スルニ明治十四年第七十二号公布第五法律規則ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ再犯加重及ヒ數罪俱発ノ例ヲ用ヒス同公布第二条凡禁獄及ヒ禁錮ハ十一日以上ヲ輕禁錮ニ処シ十日以下ヲ拘留ニ処ストノ法則ノアル在テ被告カ犯罪ノ如キハ刑法ニ該ル罪ト

他ノ法律規則乃チ新聞條例ニ該当スル罪ナレハ該公布ニ依拠シ二罪俱ニ併科スヘキハ勿論且新聞條例違反ノ罪ハ輕禁錮ニ処スヘキ

モノナリ然ルニ原裁判茲ニ出ス刑法第百条第三項ニ照シ一ノ新聞紙條例第十三条ニ依リ重禁錮一年ニ処スト言渡シタルハ法律適用ヲ誤リタル不当ノ裁判ナリトス因テ治罪法第四百二十九条ニ從ヒ原裁判ヲ破毀シ本院ニ於テ直ニ裁判ヲ為ス左ノ如シ

門野 又蔵

右ノ理由ナルヲ以テ被告カ犯罪ノ事實ハ原判官ノ判定スルル処ニ依リ不敬ノ罪ハ刑法第百七条天皇三后皇太子ニ對シ不敬ノ所為アルモノハ三月以上五年以下ノ重禁錮ニ処シ二十元以上二百元以下ノ罰金ヲ附加ス同第百二十条此章ニ記載シタル罪ヲ犯シ輕罪ノ刑ニ処スル者ハ六月以上二年以下ノ監視ニ付ストアルヲ適施シ重禁錮四年ニ処シ罰金百円ヲ附加シ一年ノ監視ニ付ス又新聞紙條例違反ノ罪ハ明治十四年第七十二号布告第五条ニ從ヒ仍ホ所犯條例改

明治十五年刑法施行直後の不敬罪事件

正以前ニ係ルヲ以テ刑法第三条二項ニ基ツキ明治八年第十一号布告新聞條例第十三条政府ヲ變壞シ國家ヲ顛覆スルノ論ヲ載セ廳乱ヲ煽起セントスル者ハ禁獄一年以上三年ニ至ル迄ヲ科ス云々ト明治十六年第十二号公布改正新聞條例第三十七条政体ヲ變壞シ朝憲ヲ紊亂セントスルノ論說ヲ記載シタル者ハ一年以上三年以下ノ輕禁錮ニ処シ百元以上三百元以下ノ罰金ヲ附加ス云々トアルヲ比照シ輕キ明治八年第十一号公布新聞條例第十三条ヲ當行シ仍ホ明治十四年公布第七十二号布告第二条ニ照シ輕禁錮一年ヲ併科スルモノ也

於大審院検事澄川拙三立會宣告ス

裁判長

專任

- 判事 岡内 重俊
- 判事 土師 經典
- 判事 石井 忠恭
- 判事 兵頭 正懿
- 判事 園田 弘
- 書記 名越 勝治

明治十七年一月廿九日

後註 門野事件當時の新聞紙條例(明治八年六月二十八日・太政官布告

第一一一号) 第二三条は、その後、あたらしい新聞紙條例(明治十六年四月十六日・太政官布告第一二二号) 第三七条に修正されているので、新旧二法を対照、軽い方の前者が適用されたのである(本稿・下山田正道事件の後註・本誌第四四卷八号・八一頁参照)。